

変更箇所

(別紙)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月22日	<p>I 関連情報</p> <p>1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>大阪府は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネットという。)を府内市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構を行う本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する業務は「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムとして、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を府内市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に大阪府では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①府内市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)を行う本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 大阪府は、市町村における市町村CS、大阪府における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下本文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <p>①府内市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知</p> <p>②大阪府知事から大阪府の他の執行機関への附票本人確認情報の提供</p> <p>③住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査</p> <p>④大阪府の知事部局の他の部署及び大阪府の他の執行機関が機構を行う附票本人確認情報照会要求の仲介</p> <p>⑤大阪府の知事部局の他の部署が検索する条件に該当する附票本人確認情報の表示</p> <p>⑥磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理</p>	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため